第 33 期

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

法人の全体的事項

公益財団法人船橋市中小企業勤労者福祉サービスセンター(FCS)は、船橋市 内の中小企業勤労者の労働福祉の充実に寄与し、大企業との格差是正を図るため、 中小企業が単独では実施しがたい総合的な福祉事業を実施する専門機関として、平 成4年に船橋市が財団法人として設立した。

その後、平成20年12月の公益法人制度改革関連法の施行に伴い、平成23年4月1日に公益財団法人に移行した。

公益財団法人として中小企業勤労者の福祉の増進を図るとともに、中小企業の振興に寄与するために、「福利厚生事業」、「特定退職金共済事業」及び「勤労市民センター管理運営事業」等を実施しており、より良いサービスを提供して利用者の利便性の向上と効率的な業務の遂行に努めているところである。

事業活動方針

1. 福利厚生事業

今年度においても引き続き、新型コロナウイルス感染症防止対策に配慮した福 利厚生事業を展開していく。キャッシュレス決済は利用が定着してきたが、会員 の要望などを取り入れながらさらに使いやすいシステムとなるよう改良していく。 また、SNSとの併用で運営の効率化をさらに図る。

健康維持増進事業では、インフルエンザワクチン接種助成金と肺炎球菌ワクチン助成金を統合し、新たに予防接種助成金として会員の利便性や満足度を高める。 また、定期健康診断受検料の補助及び会員が個人負担をしている人間ドックへの 助成金、働く世代の健康づくりを考慮したセミナー等を実施する。

自己啓発・余暇事業では、過去の利用状況やアンケート結果を基にニーズを把握しながらスポーツ観戦、観劇、各種入場券を幅広く取扱うことで、より多くの会員が利用できるようにする。また、地元密着型のサービスを会員に提供する傍ら地域住民等が気軽に参加できる事業を展開してFCSの周知を図るとともに、

千葉県内をはじめ、全国中小企業勤労者福祉サービスセンターに加入する各地の サービスセンターと情報交換を図りながら共同事業等を行う。さらに、法改正に 伴う雇用環境の整備についての事業主向けセミナーや、従業員のキャリアアップ についてのセミナー等を行い、事業主が人的資本への投資を行う一助となるよう にする。

共済給付事業は、実績を踏まえて給付事由を見直すとともに一部自前化するなど経営の改善を図る。事前に把握しうる給付事由の場合は、プッシュ型で給付できる仕組みを作り、会員の利便性向上を図る。また、新たに低廉な掛金で確かな保障が得られるFCS生命共済を開始する。

2. 特定退職金共済事業

単独で退職金制度をもつことが困難な中小企業の事業所に対し、従業員の退職 後の生活基盤の安定など福祉の向上を図るとともに、中小企業の振興に寄与する ことを目的として実施する。

今年度は、福利厚生事業のみ単体で加入している会員事業所に当該制度を紹介することや、市内中小企業にDM(郵送によるダイレクトメッセージ)を送付するなどして、特定退職金共済制度の加入を促進する。

3. 勤労市民センター管理運営事業

勤労者及び市民の福祉の増進並びに教養及び文化の向上に資するため、船橋市 勤労市民センター条例に基づく指定管理者としてコンプライアンスを徹底し、公 平で平等な管理運営に努めていく。

「運営協議会」や「利用者アンケート」、「ご意見箱」の設置を行い利用者の要望の把握に努め、利用環境改善や利用者サービスに反映していく。また、利用者の利便性向上と業務改善を図るため、利用料のコンビニ収納を導入し、キャッシュレス決済を促進していく。

事業内容

- 1. 福利厚生事業((公1)(公2)(公3)(公4)(他1))
 - (公1) 生活安定事業
 - (1)生活安定事業
 - 物資割引購入事業

書店協同組合、飲食店等と提携し、会員証の提示やクーポン券等により 割引価格で商品購入が出来るようにするほか、果物等の良質な商品や地 域に密着したふなばしセレクション認証品などの地元の特産品を低廉な 価格であっ旋する。

② 融資あっ旋等事業

中央労働金庫船橋支店と提携し、以下の融資のあっ旋及び利子補給を実施 する。

ア. 生活資金融資

教育、り災、病気その他不時の出費のための生活資金について、低利 な融資をあっ旋する。

• 融資限度額

100万円(1万円単位)

・融資の対象者

勤続1年以上・入会6ヵ月以上経過者

融資利率(信用保証料含む) 3.0%(年率)

• 償還期間

60ヵ月以内(元利均等割賦償還)

イ. 育児休業期間及び家族介護休業期間生活安定資金融資あっ旋

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関す る法律」に基づく休業勤労者に対し、生活資金として低利な融資をあっ 旋する。

• 融資限度額

100万円(1万円単位)

・融資の対象者 育児休業者または家族介護休業者

- ・融資利率(信用保証料を含む) 2. 7%(年率)
- 償還期間
- 60ヵ月以内(元利均等割賦償還)
- ウ. 融資を受けている者に対する利子補給

上記ア、イの融資に対し「(年率) 1.0%」の利子補給を行う。

③ 老後生活安定事業

老後生活に必要な知識や情報の提供のため、社会保険労務士等による 相談及び講座を開催する。

④ 財産形成支援事業

会員等のライフサイクルに対応した財産形成計画について、社会保険 労務士等による相談及び講座を開催する。

(2)労働時間短縮促進事業

労働時間短縮の促進について、社会保険労務士による相談及び講座を開 催する。

(公2) 健康維持増進事業

(1)スポーツ施設等の割引あっ旋・利用助成事業

会員等の健康の維持増進を支援するため、割引提携を行っているスポーツ 施設や健康施設などにおいて、一般より低廉な価格での利用や入場券のあっ 旋を実施する。

(2)レクリエーション・健康事業

会員の健康の維持増進及び家族や友人などとの充実した時間の確保を支援するための事業を実施する。

(3)健康診断等助成事業

会員の健康の保持を支援するため以下の助成を実施する。

① 人間ドックを実施した会員への助成

人間ドック 助成額表	
10,000円以上19,999円以下	2,000円
20,000円以上29,999円以下	3,000円
30,000円以上49,999円以下	5,000円
50,000円以上	8,000円

② 定期健康診断を実施した事業所への助成

- ・助成額 年1回 1人 800円
- ③ ストレスチェックを実施した事業所への助成
 - 助成額 年1回 1人 300円
- ④ 予防接種を実施した会員への助成
 - 助成額年1回 1人 1,000円

(4)健康講座の開催等事業

会員等の健康維持増進を支援するための講座や、生活習慣病のリスク等の 啓発講座、及び働く上でのメンタリティを高める健康セミナーなどを企業等 とタイアップしオンラインでの開催や対面開催を平行して行う。

(5)情報・資料提供事業

会員及びその家族が、健康で充実した家庭生活を送れるよう、船橋市保健所等と連携して、健康の維持増進に関する情報や資料を提供する。

(公3) 自己啓発・余暇活動事業

(1) 割引提携事業

レジャー施設やホテル等と提携し、会員証の提示やクーポン券等により、 低廉な価格で利用できる等の割引事業を実施する。

(2)施設利用助成事業

契約宿泊施設等の利用及び推奨旅行などを利用したとき利用料の一部を助成する。

- ① 契約宿泊施設、契約旅行会社代理店の利用料への助成 1年を通じて、1泊につき会員2,500円、登録家族1,200円を最 大4泊まで助成する。
- ② 推奨旅行の利用料への助成 契約している旅行代理店の企画する旅行を推奨旅行として指定し、助成 を行う。

(3)入場券あっ旋事業

会員及びその家族が低廉な料金で観劇・スポーツ観戦、映画鑑賞、レジャー施設の利用などができるよう入場券等をあっ旋する。

また、インターネットのサイト経由で利用できる法人会員制チケットサービスである「ローチケ b i z+(ビズプラス)」をはじめとした予約システムの利用拡大に向けて周知を行い利便性の向上を図る。

(4)生涯学習等助成事業

① 生涯学習助成

生涯学習等自己啓発のため、各種講座を受講した会員に対し、受講費用の一部を助成する。

- ・助成額 1回 2,000円 1人 年2回まで
- ② サークル活動助成

会員が余暇を利用し仲間等と行うサークル活動に対し、活動費の一部を 助成する。

助成額 1団体 25,000円(限度額)

(5)自主企画事業

会員等の充実した時間の確保、自己啓発及び余暇活動を支援するため、自 主企画の各種事業を行う。

(公4) 情報提供事業

(1)情報誌発行事業

○情報誌発行及び配布

会員の参加促進を図るため、各種イベントや観劇チケット等の募集情報や会員事業所紹介等を掲載した情報誌(FCSニュース)を発行して会員に配布する。

・FCSニュース 6回(奇数月)

○パンフレット発行及び配布

会員加入及び各種事業の利用促進を図るため、FCSの紹介、福利厚生制度の内容等を掲載したパンフレット等を発行し配布する。

(2) ホームページ及びSNS運営事業

会員の加入及び各種事業の利用促進を図るため、FCSの紹介、福利厚生制度の内容、提携施設、ガイドブック及びFCSニュースなどをホームページに掲載するとともに、募集中の事業に関する情報等をSNS(LINE・Twitter等)で随時配信する。

(3)加入促進のための広報活動

船橋市及び関係団体の広告媒体や地域ミニコミ誌等を活用して積極的な 広報活動を行い、広く周知を図ることで加入促進につなげる。

(他1)共済給付事業

(1)会員の人生の節目等に際し、相互扶助の精神で各種祝金、傷病見舞金及び 死亡弔慰金等の慶弔金を給付する。勤続祝金35年、40年及び高等学校 入学祝金を創設し、会員の享受の機会を拡大する。

給付金の種類	給付金額
勤続祝金(10年・15年・20年・25年・30年	5,000円
・35年・40年)	
結婚祝金	20,000 円
出産祝金	5,000円
入学祝金 (小学校・中学校・高等学校)	5,000円
二十歳の祝金(会員本人・満20歳)	5,000円
還暦祝金(会員本人・満60歳)	5,000円
傷病見舞金	5,000 円~25,000 円
死亡弔慰金 (本人・配偶者・子・親)	5,000 円~50,000 円

(2)会員及び配偶者の死亡もしくは不慮の事故による障害等の備えとして、堅 実な保障内容を低廉な掛金で提供するFCS生命共済を開始する。

2. 特定退職金共済事業(公5)

(公5) 特定退職金共済事業

会員の退職後の生活基盤の安定、勤労意欲の向上及び雇用の安定を図るため、 特定退職金共済事業を実施する。

<事業内容>

- (1)加入対象事業主…船橋市内に事業所を有する者で、FCSの福利厚生制度 に加入している事業所
- (2)加入対象年齢……15歳以上85歳未満の従業員(パートタイム労働者及び 使用人を兼務する役員を含む)
- (3)掛金の負担……事業主の全額負担
- (4)掛金の設定……1口(1,000円)から30口(30,000円)まで1口 単位で自由に選択できる。
- (5)掛金の変更……加入後、途中での増額または減額の変更ができる。 (一定の制限あり)
- (6)退職一時金……加入者が退職したとき、掛金の納付月数に応じて退職一時金を本人に支給する。
- (7)退職一時金と年金との選択
 - ………10年以上の加入者は、一時金または年金(10年間)の 選択ができる。
- (8)遺族一時金……加入者が死亡したとき、掛金の納付月数に応じて遺族一時金を支給する。
- (9)解約手当金……契約が解除されたときは、解約手当金を加入者に支給する。
- 3. 勤労市民センター管理運営事業((公6)(他2)(収1))
 - (公6)(他2)勤労市民センター管理運営事業

勤労市民センター設置理念に基づき、ウィズコロナ・アフターコロナの視点を もちながら、施設・設備を良好に維持し、勤労者や市民の利用しやすい施設とし て適正な管理運営を行う。

会議室、ホール等について、専門的知識や技能等の普及、健康づくりなどの公益目的のために利用する団体等への貸与を行うとともに、施設を効率的に運営するため、公益目的以外で利用する団体等への貸与も行う。

利用者の意見を運営に反映させ更なる利便性の向上に努めることはもとより、広報や民間メディアのほか、ホームページで情報発信を行い利用を促進する。

働き方の新しいスタイルに対応したテレワークスペースを引き続き提供し、勤労者の気軽な施設利用を促すほか、利用促進に向けた事業として、市民や勤労者を対象としたストレッチやヨガ等の健康体操教室や、実生活に即したスマートフォン講座、ライフプラン講座など多様な講座を展開する。また、引き続き近隣の

公共施設との連携を図り、定期的に情報交換を行いながら、習得したノウハウを 事業に活用し利用促進を図るほか、市民参加型の音楽イベントに積極的に参加し、 地域及び施設の活性化を図る。

その他、非常災害時の宿泊可能避難所としての役割を効果的に発揮するため、 船橋市と協力して避難者受け入れ体制の構築を図る。

(収1) 売店等貸与事業

勤労市民センター利用者の利便性の向上を図ることを目的として、センターの施設の一部について飲食系専門業者に貸与するとともに、災害救援ベンダーとしての機能を備えた飲料の自動販売機及び利用者用コピー機を設置する。